

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年12月15日

宮城県知事 村井嘉浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイシン古川店

大崎市古川諏訪二丁目8番23号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社アイリスプラザ 代表取締役 大山 健太郎

仙台市青葉区北目町1番13号

3 市町村の意見の概要

周辺道路の交通安全に配慮願いたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課、宮城県県政情報センター、大崎地方県政情報コーナー及び大崎市役所

6 縦覧期間

平成22年12月15日から平成23年1月17日まで（ただし、閉序日を除く。）